六　法人課税信託の受託事業者　次に掲げる書類
イ　当該法人課税信託の受託者の前各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（当該受託者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）
ロ　当該法人課税信託の信託約款その他これに類する書類（当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地の記載のあるものに限る。）の写し

2　法第三十条第十項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）を行う者を介して行われる場合における同条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類（同項に規定する本人確認書類をいう。以下この項において同じ。）は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引により行われる場合における法第三十条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

3　令第五十条第二項に規定する財務省令で定める方法は、同項に規定する電磁的記録を、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第八条第一項各号（電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存）に掲げるいずれかの措置を行い、同項に規定する要件に準ずる要件に従つて保存する方法とする。

4　令第五十条第二項及び前項の規定により同条第二項に規定する電磁的記録を保存する事業者は、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限る。）を保存する方法によることができる。この場合において、当該事業者は、当該書面を、同項の規定により保存すべき場所に、同項の規定により保存すべき期間、整理して保存しなければならない。

第十七条第三項第一号、第二十条第一号及び第二十条の二第三項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

第二十二条第一項第一号中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改め、同条第三項第三号中「譲り受け」を「譲受け」に改める。

第二十三条第一項第二号中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第二十四条第二項中「前条第一項の」を「第二十三条第一項の」に、「前条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改める。

第二十六条第一項第一号イ、第二号イ及び第四号イ中「又は法人番号を」を「及び法人番号を」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第六条第九項の改正規定、第十条第一項第二号の改正規定（同号ハに係る部分を除く。）、第十条の五（見出しを含む。）の改正規定及び第十条の六の改正規定　平成三十一年七月一日

二　第十五条第一項第一号の改正規定、第十五条の三の次に一条を加える改正規定及び第二十三条第一項第二号の改正規定　平成三十一年十月一日

三　第二十四条第二項の改正規定　平成三十二年四月一日

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、消費税法施行規則第一条第一項の改正規定中「被合併法人」を「人格のない社団等」に改め、「「第五号の二」の下に「、第七号の二」を」を削り、同令第六条第一項の改正規定中「この条から」を削り、同条第九項の改正規定中「いう」を「いい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む」に改め、同条第十項を同条第七項とし、同項を改める改正規定中「第八条第八項」の下に「の規定により同条第六項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第八項」を加え、「第十条の八第二項第二号」を「第十条の八第三項」に、「並びに当該臨時販売場を設置する事前承認港湾施設（法第八条第九項に規定する事前承認港湾施設をいう。次条、第十条の八第三項第二号及び第十条の九において同じ。）の名称、所在地及び」を「、当該臨時販売場の名称及び所在地並びに法第八条第九項の承認に係る」に改め、同条の次に二条を加える改正規定中「この条から」を削り、「当該承認に係る事前承認港湾施設の名称及び所在地」を「その旨」に改め、「及び事前承認港湾施設」を削り、「ごとの識別符号」の下に「及び法第八条第九項の承認に係る識別符号」を加え、「又は事前承認港湾施設の名称及び所在地」を削り、同令第七条第一項の改正規定中「いう。以下この条から」を「いい、同条第八項の規定により輸出物品販売場とみなされるものを含む。以下」に改め、同令第八条第三項第一号の改正規定中「この条から」を削り、同令第十条第一項第二号への改正規定中「第十条第一項第二号ハ」を「第十条第一項第二号中「第十条の六」を「第十条の九」に改め、同号ヘ」に、「改める」を「、「第十条の五」を「第十条の四」に改める」に改め、同令第十条の五第二項第二号の改正規定を削り、同条第三項の改正規定中「第十八条の四第二項第一号」に、「第十八条の五第七項」を「第十八条の五第二項第一号」に改め、同項第二号の改正規定中「同項第二号中「（同条第九項に規定する事前承認港湾施設をいう。次条において同じ。）」を削り」を「同項第一号中「（法第八条第八項の規定により同条第六項に規定する輸出物品販売場とみなされる同条第八項に規定する臨時販売場をいう。次号及び次条において同じ。）」を削り、「免税販売手続」の下に「（令第十八条第六項に規定する免税販売手続をいう。次号において同じ。）」を加え、同条第四項中「第十八条の四第六項」を「第十八条の五第六項」に改め」に改め、同令第十二条第七項の改正規定の次に次のように加える。

第十五条第一項第一号中「第十五条の四」を「第十五条の七」に改める。

第十五条の四第一項中「電磁的記録をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、同項第一号リ中「（昭和四十年法律第三十三号）」を削り、同項第五号中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項を削り、同条を第十五条の七とする。

2　本人確認書類（法第三十条第十項に規定する本人確認書類をいう。次項において同じ。）には、同条第十項に規定する課税仕入れの相手方から交付を受けた適格請求書（法第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。以下この項において同じ。）又は提供を受けた適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録を含むものとする。

3　法第三十条第十項に規定する課税仕入れが媒介、取次ぎ又は代理（以下この項において「媒介等」という。）を行う者を介して行われる場合における同条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの相手方及び当該媒介等を行う者の本人確認書類とする。ただし、媒介等を行う者を介して行われる課税仕入れが、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項（定義）に規定する商品市場における取引により行われる場合における法第三十条第十項の規定により保存することとなる本人確認書類は、当該課税仕入れの媒介等を行う者の本人確認書類とする。

第一条のうち消費税法施行規則第十五条の二の次に三条を加える改正規定中「第五十条第一項に」を「第五十条第一項及び第二項に」に、「同項に規定する電磁的記録」を「これらの規定に規定する電磁的記録」に、「及び前項」を「及び第二項並びに前項」に改め、「より同条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の」を「これらの」に改める。

附則第一条第一号中「第十条第一項第二号ヘ」を「第十条第一項第二号」に改め、同条第三号中「同条第七項の改正規定を除く。）」の下に「、同令第十五条第一項第一号の改正規定、同令第十五条の四の改正規定、同条を同令第十五条の七とする改正規定」を加える。

○財務省令第十一号

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年国土交通省令第一号）の施行に伴い、自動車重量税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　財務大臣　麻生　太郎

自動車重量税法施行規則の一部を改正する省令

自動車重量税法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十三条の六第二項」を「第六十三条の六第三項」に改める。

附　則

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。